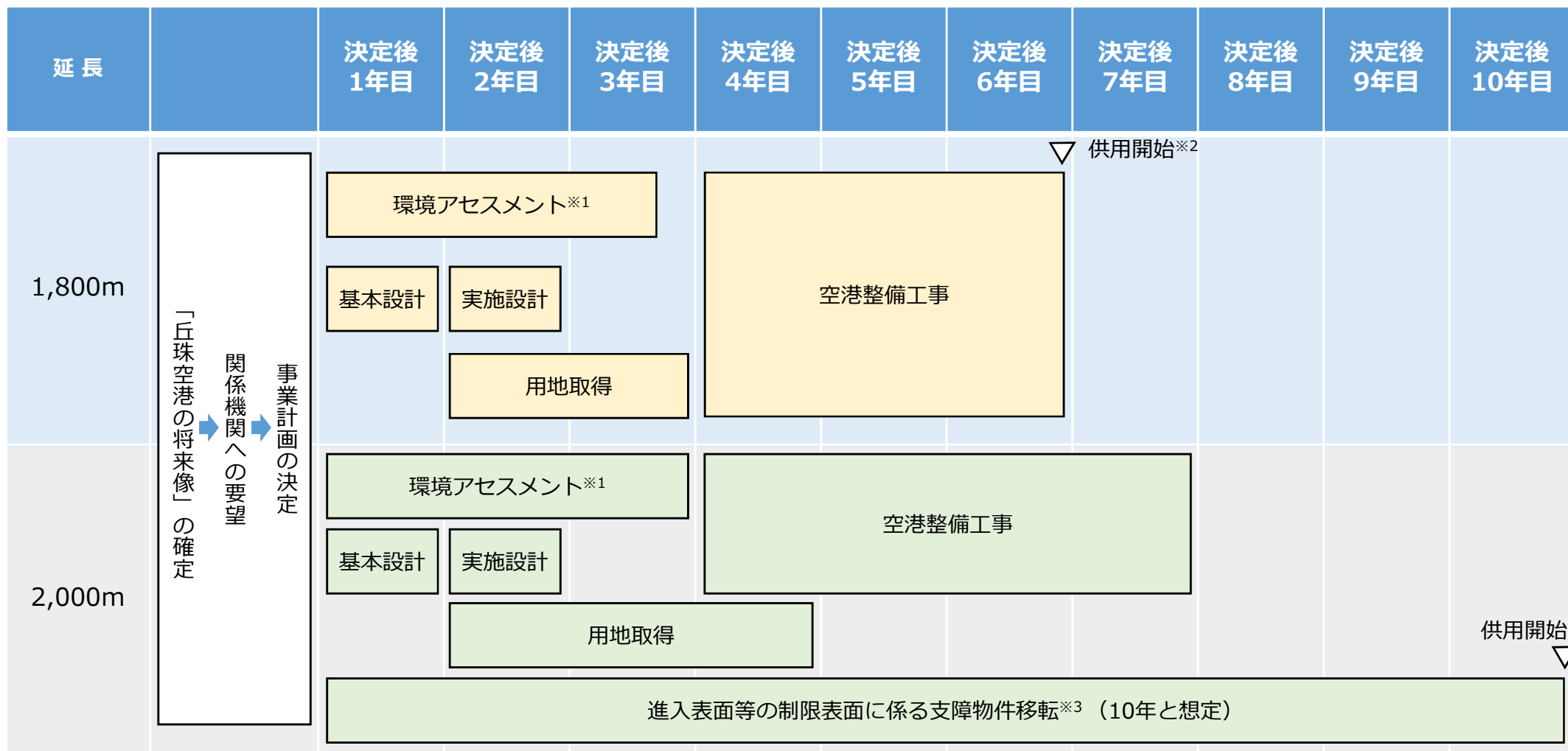


丘珠空港における滑走路延長に必要な工程イメージ



- ※1 札幌市環境影響評価条例により、滑走路の延長を伴う事業の場合、延長後の滑走路の長さが1,250m以上であり、かつ、滑走路を250m以上延長するものについては、環境影響評価を行う必要がある。
- ※2 水平表面に係る支障物件移転が必要と判断された場合は、下段の2,000mの場合と同様、工期は10年と想定される。
 （物件の高さを制限する表面のうち水平表面においては、抵触する既存の高圧線等の物件が離着陸する航空機の航行の安全の支障とならない場合等には除却しない事例もあることから、水平表面による支障物件移転の有無は空港管理者による詳細な検討を経た上での判断となる。）
- ※3 概略検討では、既存の高圧線等の物件の移転工事には10年以上要するという結果から、本工程算出においては10年と想定している。